

一二世紀初頭のサン・レオナルド参事会教会に於ける 律修化・巡礼・教会制度

問題の所在

一一世紀後半から一二世紀前半にかけて西欧ではシモニアとニコライズムの撤廃、教皇権の確立、教会の俗権からの自由などをめざすグレゴリウス改革と呼ばれる教会刷新運動が展開された。

本稿で考察する聖堂参事会改革もグレゴリウス改革の影響を受けて改革を律修化の段階に発展させた。聖堂参事会改革とは、中世の西欧全域で独自に展開された在俗教会の刷新運動であり、修道院の靈性に対抗して開始された改革である。この改革は周知の如く二つの段階に大別される。^①①カロリング期から始まる『アーヘンの戒律』遵守の段階と、②一一世紀に始まる『聖アウグスチヌス戒律』遵守の段階である。前者は共住制が特徴だが、後者はそれに加えて私的所有放棄の実践が義務付けられた。前者と区別す

小 野 賢 一

るために律修化 (regularisation) という用語が用いられる。清貧の実践を拒む在俗参事会員が聖堂参事会から排除されるという点においてグレゴリウス改革と共通の靈性が看取される。だが、グレゴリウス改革が教皇権への一元化の問題であるのに対し、律修化の場合、地域性・分派性が問題となる。例えばプロヴァンスのサン・リュフ律修参事会はグレゴリウス改革期以前の一一世紀前半にすでに律修化されていた。^②またアンジューのフォントヴロー律修参事会もグレゴリウス改革期を通じて教皇権と一定の距離を保ち、独自の改革路線を固持した。^③リムーザンのオーレイユ律修参事会も、律修化の大義名分を掲げてグレゴリウス改革派のグランモン会との差別化を図り、司教権に接近した。^④かくの如く律修化は諸教会が主体の改革であり、多くの場合、教皇の意図とは無関係に在地の権力秩序の再編などの地域社会の独自の事情で

行われた。律修化の問題は、地域社会へのグレゴリウス改革の受容、反発、変容の状況を照射する。従って一定の理論的枠組みを構築する上で、律修化の地域性・分派性に関する基礎研究が重要であることは、早くから指摘されてきた。それにもかかわらず、プレモンテなどの会派型の組織と異なり、参事会教会の律修化に関する基礎研究は依然として不足している。本稿では基礎研究を通じて律修化と巡礼の関係を捉え返し、参事会教会の律修化のひとつのモデルケースを提示したい。

リモージュ司教管区所在のサン・レオナル参事会教会は、その権威と規模において神の平和運動の舞台のひとつとして有名なサン・マルシアル修道院と比肩しうる宗教施設として知られる。サン・レオナルはウルバヌス2世、パスカリス2世を後ろ盾とするサン・マルシアル修道院に対する対抗措置として律修化を推進しており、教皇権の政策を快く思っていなかった。一一世紀以前、レオナルは無名の聖人であった。一〇六二年(①の段階)と一一〇〇年—一一〇五年(②の段階)の二度の聖堂参事会の改革を通じてレオナルは権威を確立する。

サン・レオナルに関する先行研究は、図像学による巡礼と崇敬の系譜研究^⑦、聖者伝を用いた社会状況と崇敬の変遷の研究^⑧、奇蹟録を用いた巡礼・十字軍運動と崇敬の発展の研究^⑨、聖者伝や参

事会改革文書を用いた隠修生活や司祭生活のモラル刷新の研究などが存在する。だがこれまで当該教会に限らず、律修化と巡礼の関係は靈性の側面から巡礼者への司牧の問題として説明されてきた^⑩。本稿では、この関係を司教座カルチュレル所収の『平和と協定の文書』(一一〇〇—一一〇五年頃発給^⑪)を批判的に検討しつつ、グレゴリウス改革期を通じて発展する教会財産の分掌の原理という教会制度の側面から検討したい。律修化の理念(靈性)と現実(制度)の乖離が明らかになるであろう。

① 関口武彦「聖堂参事会改革の歴史的位位置」『山形大学紀要・社会科学』第一九巻第一号、一九八八年、七五—一一八頁を参照。

② Ursula Vones-Liebenstein, *Les débuts de l'abbaye de Saint-Ruf contexte politique et religieux à Avignon au XI^e siècle*, dans *Crise et réformes dans l'église de la réforme grégorienne à la préreform*, Paris, 1991, pp.9-25.

③ J. Dalarun, *L'impossible sainteté*, Paris, 1985.

④ A. Baudrillart (ed.), *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastiques*, Paris, 1953, p.384 以下 387 Ch. Dereine はオーベントを司教権と結びつける。

⑤ 今野國雄『西欧中世の社会と教会』岩波書店、一九八七年、三三五—三九〇頁。

⑥ サン・レオナルに関する基本文獻は、B. Barrière (dir.), *Saint Léonard de Noblat*, Limoges, 1995, J. Maury, *Saint Léonard de Noblat*, dans *Limousin roman*, coll. Zodiaque, Paris, 1974.

- ⑦ P.-E. Robine, L'iconographie de St. Léonard, dans C. Chabrey, P.-E. Robine, M. Tandeau de Mursac, *Saint Léonard le Noble. Un culte, une ville, un canton, cahier de l'inventaire* n.13, Saint Léonard, 1988.
- ⑧ C. Chabrey, Hagiographie et société: l'exemple de Saint Léonard de Noblat, dans *Annales du Midi*, 1995, vol.107, n.212, pp.417-435.
- ⑨ M. Bull, *Knightly piety and the lay response to the first crusade: the Limousin and Gascony, c.970-c.1130*, Oxford, 1993.
- ⑩ J. Bequet, *Vie canoniale en France aux Xe-XIe siècles*, London, 1985.
- ⑪ Ch. Dereine はサンチャゴ巡礼において律修参事会が果たした司牧活動の重要性を A. Baudrillart (éd), *op. cit.*, p.386 に指摘する。
- ⑫ *Actes des évêques de Limoges des origines à 1197*, éd. J. Bequet (Documents, études et répertoires publiés par L'Institut de Recherche et d'Histoire des Textes, 56), Paris, 1999, n.56.
- ⑬ 教会財産の教権・俗権の分掌については、渡辺節夫「司教座と地支配体制」『フランス中世政治権力構造の研究』東京大学出版会、一九九二年、三〇三-四六六頁。叙任権闘争で争われた教権・俗権と区別せずに、教会財産の *spiritualia* と *temporalia* を教権・俗権と訳すことが慣例とされている。だが、教会財産の *temporalia* は、俗人の持つ権利ではなく、教会の物的・経済的基盤をなすために必要な所領収入などの聖界の中の権利を意味する。混乱を避けるために本稿では霊的諸権利・世俗的諸権利という用語を用いた。教会財産の権利の分掌は、教会にとって俗人の権利と衝突せずに、宗教上の権利を確保する方策であった。概論については、J.-L. Lemaître (éd), *Prieurs et prieurs dans l'occident médiéval*, Genève, 1987.

一 律修化の理念と現実 司教の指導下の和解

律修化以前、サン・レオナルドは、在俗参事会長に支配されており、教会管理への俗人の直接介入を防ぐのは、困難な状況であった。律修化とは、在俗参事会長を排除し、律修参事会長の指導の下、リモージュの権力秩序を安定させる措置であった。その意味でシモニアとニコライズムの撤廃、教会の俗権からの自由といったグレゴリウス改革の一連のスローガンと呼応するものであり、サン・レオナルド側の霊的希求に応えつつ、司教にとっても教化の主導権を握るという利点があった。――で文書の成立年代・当事者・構成・内容について検討した上で、サン・レオナルド側と司教の意図の相違と、双方の利害の一致について概略を示し、――以下で律修化の理念と現実の間の乖離について検証したい。

一 ― 平和と協定の文書

ピエール（一一〇〇―一一〇五年在位）が、リモージュ司教に就任するまで、サン・マルシアル修道院とサン・レオナルド参事会教会の司教管内の主導権争いは収拾がつかない状況であった。マルシアル派は教皇に働きかけてレオナルド派司教を罷免に追い込み、サン・マルシアル修道院出身者を司教に就任させることに

成功した。教皇を利用したマルシアル派の強引なやり方にレオナル派は反発し、サン・マルシアル修道院出身の司教は暗殺される。このマルシアル派司教の在位期間は、わずか二年であった。双方とも打つ手がなく、解決策はボワティエ教会会議に委ねられ、ピエールがボルドーから招聘されることとなった。ピエール就任直前のリモージュ聖界は混乱し、強力な調停者を必要としていた。^①

『平和と協定の文書』の当事者は、リモージュ司教ピエールとサン・レオナル参事会教会（参事会長ピエールと参事会員）である。教皇文書中に、司教ピエール期の文書を挿入し、過去の取り決めに再確認する重層的構成となっている。^② 内容は全て和解の後の具体的な施策、即ちサン・レオナル参事会教会の律修化と律修化以後の司教とレオナル側の収入の取り決めである。

『平和と協定の文書』の成立年代は次の三点から推定される。第一に、この文書は律修化の文書であるにもかかわらず、一一一九年のエヴォー宛文書^③、一一五八年のアルティージュ宛文書^④と異なり『聖アウグスチヌス戒律』について言及されていない点。第二に、紛争の種となる地域の利権に配慮しつつ、管理が容易で俗人も宗教的な権利と認めざるを得ない動産を、徹底して確保する取り決めがなされているが、そのような地域の実情に配慮した取り決めが紛争解決の緊迫した政治的背景と合致する点。第三に、

ピエールが律修化の先進地ボルドーから招聘されている点。以上の三点から、この文書の成立年代は一二世紀初頭の司教ピエール期と推定される。^⑤ 律修化と紛争解決（平和）の問題が、ひとつの文書で統合されているという独特の錯綜した構成と、律修化の先進地から招聘されたピエールの個性がよく描写されている内容から、この文書はピエール在位期のものと考えてよいであろう。

一―二 律修化の理念と司教による指導

律修化の取り決めの文書は以下のように始まる。「最初に前述の教会、即ち聖レオナル教会の聖堂参事会員たちが、全能の神の恩寵に鼓舞されて、すでに長い間至福なるレオナル教会で見捨てられていた原始教会の初期の生活様式を刷新することを企てたのは、聖なる父祖の慣例に従って、一つの心と一つの魂で、律修参事会員の束縛の下で、全能の神に仕えるためであった。それゆえに、前述の司教は、聖堂参事会員たちの信仰に父の愛情をもって祝福し、彼らの誓願と計画を司教自らの職務の權威によって承認し、意志の固い彼らがそこに留まるよう励まし、以下のように定め、破門の脅迫によって禁じた。即ちだれであれ自分の品級のこの地位を変えることは全く許さないこと、と。」^⑥ 高らかに律修的生活（vie régulière）の実践が宣言されている。時期的に

オーレイユのサン・リュフ方式導入と重なるのは偶然ではないだろう。これらの宗教組織の律修化は、司教管区内部の改革の潮流の中で理解されねばならない。サン・レオナルの律修化は司教が破門の脅しを持って関与する上からの強制力を持つものであった。サン・レオナル側の意図と司教の意図の一致の下で司教の主導によって律修参事会員となるのである。それゆえサン・レオナル聖堂参事会員たちの律修化の誓願と計画を司教の職権によって承認した。司教の職権とは、司教管区統治と小教区管理を監督する司牧権（*cura animarum*）である。サン・レオナル聖堂参事会員が維持しなければならない品級とは司牧権を司教によって委託され、司祭生活を実践する律修参事会員の品級にほかならない。しかも司教はサン・レオナル側に破門の脅迫によって律修参事会員の状態に留まることを強制するのである。この律修化をサン・レオナル側の内発的な霊的希求の表現^⑨という側面からだけでは説明し得ない。律修化を通じて司教管区統治の枠組みにサン・レオナル側の霊的希求は包摂されたといつてよい。

一―三 司教の指導下の私的所有放棄と禁域からの外出禁止

「前述の司教は、聖堂参事会員たちの間で誓願が示された限り、何らかの財産を持つことや、参事会長あるいは聖堂参事会共同体

の許可なしに禁域から離れることは誰にも許されないものと定めた。」^⑩この文書によると、律修的生活を受け入れることを誓願した後、二つの生活形態が司教により定められる。第一に「私的所有放棄」である。第二に禁域から離れることの禁止、換言すれば「共住制の遵守」といつてよいであろう。それらは、『聖アウグスチヌス戒律』の原則である。その戒律の導入に関する言及は見出せない。だが、この箇所は『アーヘン戒律』放棄の明白な証拠であり、在俗参事会から律修参事会への転換を如実に示す。律修的生活の実践は、サン・レオナル側の霊的希求の表現であるが、その実現の背景に司教の職権の圧力が存在したことを看過すべきでない。

律修化に関しては次の箇所でも再度確認されている。「それゆえに前述の司教は同じ教会の聖堂参事会員の名の下で内外の財産を所有する人々が、完全に共同の使用のために財産を放棄するべきことを定めた。」^⑪在俗参事会員に司教は共同の使用を義務付け、「私的所有放棄」の実践を強制した。共同の使用とは私財の共有を意味する。清貧を望むサン・レオナル聖堂参事会員とそれを支持する司教が一致して在俗参事会を廃止したのである。

一四 靈的諸權利と世俗的諸權利の律修参事会員への返還

サン・レオナルの律修参事会長には、司教から、破戒聖職者に対する聖務停止の権能が与えられた。以下がその文書である。「もし誰かが（禁域を）離れ、警告されても戻らないならば、参事会長と彼の後継者が、このように彼がどこにしようと聖務を停止する権能を持つべきである。そして、聖務停止を受けた者を、司教あるいは大修道院長のだれも、その参事会員の会派の主旨が神の臨在の下で効力を有している限りは保護下に受け入れてはならない。」^⑫聖務停止中の破戒聖職者を受け入れないことも厳命されている。文書中の聖堂参事会員の集団とは律修参事会員集団を指す。この文書に在俗参事会員の諸特権の律修参事会員への返還の記述が続く。

「次いで司教は以下のように定めた。即ちずっと以前、生活規範と戒律の時代以前に、前述の教会の聖堂参事会員に属していたすべての頭職は、同教会において聖堂参事会員の所有に属すべきである。そしてことに参事会長職と聖職者のあらゆる頭職はその教会に属し、さらに律修化以前に同参事会員たちの土地とその収入について、聖レオナル教会の参事会長により所有されていた *ballia* 税—そのように私が呼んでいる—は、今後いかなる難癖なしに、聖堂参事会員の所有となるべきである。」^⑬

第一に、靈的諸權利の律修参事会員への返還が問題となる。この文書では参事会長職 (*decania*) と参事会長職に属するすべての聖職者の頭職の律修参事会員への返還と詳細に記述されている。この箇所の参事会長とは生活規範と戒律以前、即ち在俗参事会員の時代に旧参事会長^⑭在俗参事会長^⑮デカーヌスと呼ばれていたところの役職である。この文書では、その役職は律修参事会員の参事会長 (*prior*) と厳密に区別して用いられている。^⑯

第二に、世俗的諸權利の律修参事会員への返還が問題となる。教会の俗権管理人 (*ballivus, ballivus*) の徴収する不動産収入税 (*ballia*) の律修参事会員への返還と記述されている。律修化に不適合なデカーヌスや教会の俗権管理人が排除の対象とされている。^⑰彼らは俗人もしくは俗人に近い立場にある人々であり、サン・レオナル側と司教側の双方の宗教的自立性を脅かす存在であった。

「戒律以前^⑱律修化以前 (*ante regulam*)」と「今後^⑲律修化以後 (*amodo*)」が対句的に用いられている。「戒律以前^⑲律修化以前」とは、旧参事会長^⑳在俗参事会長^㉑デカーヌスの統治する在俗参事会員の時期を指し、「今後^㉒律修化以後」とは律修参事会長の統治する律修参事会員の時期を指し示す。後者は「*post regulam*」と言い換えても差し支えあるまい。

サン・レオナル側と司教の目的の相違にもかかわらず、俗権による過剰な干渉を排除するという点で、双方の利害は一致し、司教の指導下で律修化が行われた。この結論は人々の霊的希求の表現として律修化が推進されたことを強調する通説に對立する。

律修化以前の『一〇六二年の文書』（アーヘン戒律水準の参事会改革の文書）^⑤と『平和と協定の文書』では司教の態度は異なる。『一〇六二年の文書』からは在俗聖職者である司教自身の贖罪意識と司教のサン・レオナル参事会員に対する引け目が感じられる。史料中で司教は「つまらぬ私が」と自己卑下を述べている。『平和と協定の文書』ではレオナル側に対して司教は職権の權威を行使し、さらに破門をもって脅迫する。律修化においてレオナル側に対する司教の指導性はいっそう強まっているように思われる。

- ① C. de Lasteyrie, *L'abbaye de Saint-Martial de Limoges*, Paris, 1901 は古典的研究ではあるが、紛争の経緯が網羅的に叙述されている。
- ② この文書のオリジナル版は消失している。前時代の文書を引用し再度確認するのは、特別なことではなく、しばしば見受けられる慣行である。Cf. *Le bullaire*, p.133. 後の文書編纂者がプランタジネット朝に對し權利を主張すべくヘンチランド系で律修参事会に縁の深い教皇ハドリアヌス四世（在位一二四一—一二五九年）の文書とレオナルの

律修化の文書を意圖的に結合させたものと推測される。

- ③ J. Becquet, *Le bullaire du Limousin*, dans *Bulletin de la société archéologique et historique du Limousin* (以下レバSAHLと表記), t. C, 1973, pp.111-149. Additions et corrections, dans *BSAHL*, t. CIX, 1982, pp.53-69. (以下レバLe bullaireと表記) 註2 pp.125-127, n. 39.
- ④ *Ibidem*, pp.134-135, n.74.
- ⑤ C. Chabrely, P.-E. Robinne, M. Tandeau de Marsac, *op. cit.*, pp.29-58 以下レバChabrelyとLa vie religieuse à travers le canton, の項目を執筆した。そのp.31で「聖アウグスチヌス戒律」の導入を主張するが誤りである。教皇エウゲニウス三世（在位一二四一—一二五三年）期以前にサン・レオナル関連文書（レバ）の戒律に関する言及は現れない。
- ⑥ *Primo quoniam supradictae ecclesiae canonici, ecclesiae videlicet sancti Leonardi, per omnipotentis Dei gratiam aspirati, primam nascentis ecclesiae conversationem multis iam temporibus in beati Leonardi ecclesia destitutam renovare proposuerunt, ut secundum sanctorum patrum instituta corde uno et una anima sub canonice regulae iugo omnipotentis Deo servirent, praedictus episcopus eorum religioni paterno affectu congratulans, ipsorum votumque propositum officii sui auctoritate confirmans, firmos eos in eo persistere adhortans constituit atque sub interminatione anathematis interdixit, ne cuiquam omnino liceat hunc sui statum ordinis commutare.* (*Actes*, col. 6-14)
- ⑦ M. Bull, *op. cit.*, Oxford, 1993, p.259 参照。
- ⑧ H. Planelle, *La paroisse et son curé jusqu'à la fin du XIII siècle: Orientations de la recherche actuelle*, dans *L'encadrement religieux des fidèles au Moyen Age et jusqu'au concile de Trente*, Paris, 1985,

- pp.11-26; J. Avril, Recherches sur la politique paroissiale des établissements monastiques et canoniaux (IXe-XIIIe siècle), dans *Revue Mabillon*, t. 59, 1976-1980, pp.453-517.
- ⑥ 聖母会長の来歴について A. Vauchez, *La spiritualité du Moyen Age occidental: VIII-XIIe siècles*, Paris, 1975, pp.73-79.
- ⑦ Statuit ut nemini inter eos professione exhibitia proprium quid habere nec sine prioris aut communi congregationis licencia de claustris discedere liberum sit. (*Actes*, col. 14-16)
- ⑧ Decevit ergo ut et illi qui sub canonicorum nomine ejusdem ecclesiae bona interius et exterius possident, omnino ad communem usum dimittant. (*Actes*, col. 43-45)
- ⑨ Quod si discesserit et communis redire contempserit, priori ejusque successoribus facultas sit ejusmodi ubilibet a suis officiis interdicere. Interdictum vero nullus episcoporum abbatumve suscipiat quandiu scilicet ordinis illic canonici tenor Domino praestanto vigerit. (*Actes*, col. 16-20)
- ⑩ Deinde decrevit ut omnes dignitates, quae anterioribus temporibus fuerant canonicorum supradictae ecclesiae ante conversationis et regulae tempus, in eadem ecclesia propriae sint canonicorum et precipue decania et omnis honor clericalis ad illam pertineas atque, ut ita dicam, balliae, quae ante regulam a decanis ecclesiae sancti Leonardi de terris earumque redditibus eorundem canonicorum possidebantur, amodo propriae et sine calumpnia aliqua sint canonicorum. (*Actes*, col. 20-26)
- ⑪ J.-L. Lemaître (éd), *op. cit.*, p.11 以下 A. M. Bautier が「本来一〇人の集団を意味する『Decanus』」として語が「俗権管理者を指し示す」といふことを示す。

- ⑫ 『Decanus』から『prior』への変化は単純的に捉えるべきではない。例として宗教組織の指導者を『prior loci』と『Decanus ecclesie』の両方の名称と呼ばれていた。 *Ibidem*, p.12.
- ⑬ 『balliva, prepositura』は「所領・封起源の聖堂を指し示す用語」として。 *Ibidem*, p.209. それら世俗的諸権利の管理者が『ballivus, praepositus』であり「排除の対象とされていた」。
- ⑭ L. Donnat が「『Decanus』と『prior』は、ともに宗教組織の第一位の地位を指し示す場合があった」。 *Ibidem*, p.191.
- ⑮ *Actes*, n.18.

二 巡礼収入 司教の意図を中心に

前章では律修化によってレオナル側に対する司教の主導性が強まったことを明らかにした。本章では律修化の要因を司教のサン・レオナルに対する巡礼政策の側面から解き明かしたい。司教の巡礼政策は、一一世紀初頭の司教自身による聖レオナル崇敬の創出をもつて開始された^①。神の平和運動におけるサン・マルシアル修道院への対抗意識^②からサン・レオナルに対する巡礼政策は企てられたものと推測される。サン・レオナルは一一世紀初頭まで無名の参事会教会であり、司教の統治下にあった。一〇二〇年代のリモージュ司教による聖レオナル崇敬の創出（リモージュ司教の命令による聖者伝の編纂^③）から、一一〇〇—一一〇五年の律修化^④『聖アウグスチヌス戒律』水準の改革による聖

堂参事会員のモラル向上に至る各段階で、リモージュ司教の主導性を認めることができる。司教はモラルの高さでサン・マルシアル修道院に追いつかなければ、サン・レオナルに巡礼を集めることは不可能であると考えていたに違いない。無名の聖人を第一級の聖人へと上昇させ、巡礼政策を成功させるために必要な総仕上げとして律修化が行われたといつてよい。

律修化によって霊的諸権利と世俗的諸権利の両方が一時的に律修参事会員に集積されることが第一章で確認された。だがこの後が問題である。一時的に律修参事会員に集積された両方の権利は分割され、霊的諸権利は司教に掌握されるからである。

二――巡礼収入を掌握する司教

巡礼収入が原則として司教に独占されることが次の史料から確認される。「至福なるレオナルの祭壇に供えられたであろう信徒たちのすべての奉献物は、鎖に関してにせよ、きわめて尊い証聖者レオナルの墓の窓に関してにせよ、司教の所有権に属する。ただしミサを祝う時のみ、司祭の手に与えられた奉献物の半分は除外されるけれども。そしてその半分は聖堂参事会員の所有権に属するであろう。ただし聖堂参事会員がミサを挙げたときに、一あるいは二あるいは三デナリウスほどが提供される場合に限って

は例外とする。それらは聖堂参事会員の所有権に属するであろう。」^④ 聖人の奇蹟を象徴する奉献物の鎖も司教に独占されている。「リモージュの道」の目玉として聖レオナルの加護をもとめて人々は殺到した。^⑤ 囚人・捕虜を鎖から解放する奇蹟^⑦に対する十字軍士たちの支持は、一二世紀にこの聖人の名声を高めた。解放された戦士たちは聖レオナルの加護と奇蹟に感謝して鎖を奉献する慣わしがあった。^⑧ 十字軍の英雄ボエモンドもこの文書が司教ピエールによって発給された直後の一一〇六年頃に聖人の加護と奇蹟に感謝してサン・レオナルを訪問した。^⑨

サン・レオナルは律修化と巡礼政策の成功によって一二世紀には司教座を除いてサン・マルシアル修道院に次ぐ第二位の規模と知名度を誇る教会になったといえよう。聖レオナル崇敬は、サン・マルシアルのアキテーヌにおける優位性に対抗すべく、司教の教化・巡礼政策に利用された。^⑩

移動崇敬の収入の分有についても以下の如く取り決められている。「しかしもしきわめて尊い証聖者の聖遺物がどこかに持つていかれたなら、聖遺物へと捧げられる物がなんであれ、司教と聖堂参事会員の間で等しく分割されるべきであろう。」^⑪ 移動崇敬の場合、収入は司教とサン・レオナル側で等しく分割されることが取り決められている。

次の文書が示すように、サン・レオナルの祭壇とは異なる受難像の祭壇の巡礼による収入に関しても、移動崇敬の場合と同様に、収入は司教とサン・レオナル側で等しく分割されることが取り決められている。「さらに、十字架に架けられたキリスト像がある祭壇は、司教と聖堂参事会員の間に存在するべきである。そして祭壇の内と上に献げられた物は何であれ、司教と聖堂参事会員の間で等しく分配されるべきである。」^⑭

二―二 収入における動産と不動産の区別

動産のブレバンドは不動産と異なり、俗人の権利と衝突することが少ないため、司教にとって管理が容易であった。^⑮「さらにブレバンド（聖職禄）に関して、以下のとおり、司教自身が定め、聖レオナルの聖堂参事会員もまた一致して承認した。この聖堂参事会員になることをめざして回心（入会）へと結集するすべての人々の動産全体、それは回心者の手を経て、上述の聖堂参事会員のために利用されるであろうが、これら動産は等しく司教と聖堂参事会員の間で分配されるべきである。しかし、不動産は聖堂参事会員だけに属するであろうと。」^⑯司教は動産を霊的諸権利と看做し、司教とサン・レオナル側で分配することを要求する。動産収入の中心はミサ挙行時の収入と巡礼者の納める奉献物収入

であるが、それだけでなく、巡礼者が入会する時に納める贈与の動産部分も司教にとって大きな関心事であった。

入会者の選考について以下の如く取り決められている。「聖堂参事会員の入会は、完全に以下の主旨で教会の可能性に従って参事会長の自由裁量と意図に属する。聖堂参事会員からあるいは回心者から不動産で獲得されたものはなんであれ、聖堂参事会員の所有となるであろう。他方すべての動産の半分は聖堂参事会員に属するであろう。そして他の半分は完全に司教に属するであろう。」^⑯

入会者の選考について司教は関心を示さず、彼らがもたらす動産収入にのみ関心を示している。新入会の参事会員や回心者から獲得された不動産は参事会員の所有となる。一方ですべての動産の半分はサン・レオナル側に属し、他の半分は司教に属する。動産は司教とサン・レオナルで分配されるということである。完全に（integre）という表現で分配が強調されている。巡礼政策の成功によって入会者が増え、動産がいつそう増加することを前提に強調表現を附加したのであろう。

動産収入と不動産収入の区別に関して、次の文書の如く詳細に取り決められている。「しかし教会の外にある墓は恒久的に聖堂参事会員の所有となるであろう。だが、両替商の机についても、

以下のように定められた。即ち、司教の所有が確認された上で、貢納に関する両替商の机からの租税収入は、たとえ租税収入が増加するようなことがあっても、司教と聖堂参事会員の間で平等に分割されるべきである、と。その上さらに聖レオナルに納付される動物、あるいはそれに代わるすべての貢納物の半分が、聖レオナルの聖堂参事会員に引き渡される。^⑧教会の外にある墓は収入に関係がないため、司教は権利を主張しない。聖レオナルに納付される動物、あるいはそれに代わるすべての貢納物は聖人に対する奉獻物であり、動産であるため、双方で折半される。

両替商の机からの租税収入については、司教の所有・支配が及ぶことが念入りに確認されているが、聖人崇敬と直接関係がないため、それを司教の靈的諸権利が及ぶ範囲と認識するのは困難であったのではない。両替商の机からの租税収入は直接聖人崇敬にかかわらない付属的な経済活動だが、司教管区統治の財源としては看過し得ない意味があつたに違いない。たとえ両替商の机からの租税収入が増加しても、司教とサン・レオナル側で等しく分配すべし、という件は収入の完全な折半を意味する。この件は巡礼収入に対する司教の貪欲さを示す。年々増加し続ける巡礼収入の取得が司教のねらいであつたといつてよいだろう。

神の平和から十字軍の時代にかけて、奇蹟のプロバガンダの成

功によつて、当該教会の巡礼収入は飛躍的に増加する。そして一二世紀の『巡礼案内』では、四大巡礼路のひとつ「リモージュの道」の最も重要な聖人として、マルシアルではなく、レオナルが描かれることになる。

二一三 司教空位時のブレバンドの分有規定

律修化によるブレバンドの分有は司教不在時も司教座の権利であつた。「しかしながら、リモージュ司教座が空位になつたとしても、司教から、司教の収入、即ちサン・レオナル教会のブレバンドの半分は、リモージュ司教座の聖堂参事会員の食事のために、リモージュ司教によつて譲られるべきである。」^⑨リモージュ司教空位時もブレバンドはサン・レオナル側に返還されない。司教だけでなく司教座聖堂参事会員もサン・レオナルに権利を有することになる。一〇二〇年代の司教による聖レオナル崇敬の創出以来続く双方の曖昧な関係は、律修化によつてデカーヌスを排除しつつ、司教の主導の下に宗規として明確に規定されるに至つた。

律修化以前の『一〇六二年の文書』では、収入の半分以上と鎮（巡礼の捧獻物収入でレオナルの奇蹟の象徴）すべてをレオナル側に司教は譲っている。^⑩『平和と協定の文書』では、「鎮」

をすべて司教が掌握し、その他は厳密に半分を、司教が取得している。巡礼収入に対する司教の統制力は律修化によっていっそう強まったように思われる。

聖レオナルド崇敬は、リモージュ司教によってサン・マルシアル修道院への対抗策として利用されていた。第一に崇敬の創出、第二に『アーヘン戒律』水準の参事会改革を経て、第三段階に巡礼政策の総仕上げとして、『聖アウグスチヌス戒律』水準の律修化を司教は企てた。司教の巡礼政策の枠組みの中にサン・レオナルドの律修化を位置づけるべきであらう。

- ① Cf. C. Cheiresey, *op. cit.*, pp.417-435; C. Chabrely, *op. cit.*, p.31.
- ② Cf. R. Landes, *Relics, apocalypse, and the decets of history: Ademar of Chabannes, 989-1034*, London, 1995.
- ③ Cf. M. Bull, *op. cit.*, pp.235-239.
- ④ Decevit praeterea ut omnes oblationes fidelium quae ad altare beati Leonardi oblatæ fuerint, sive ad cathenam sive ad preciosissimi confessoris fenestram sepulcri propriae sunt episcopi, excepta medietate oblationum ad manum sacerdotis datarum, tantum dum missas celebraverint, quae medietas erit propria canonicorum, nisi forte unus aut duo aut tres tantum nummi ad missam canonicorum offerentur, qui proprii erunt canonicorum. (*Actes*, col. 26-32)
- ⑤ J. Velliard, *Le Guide du pelerin de Saint Jacques de Compostelle*, Macon, 1978, p.52.
- ⑥ "Vita et miracula S. Leonardi Nobiliacensis", *AASS* (Nov.) 3,

Vita, ch. 13, p.155.

⑦ *Ibidem*, Vita, ch. 2, pp.150-151.

⑧ *Ibidem*, miraculum II, pp.160-168.

⑨ B. Barrière, *op. cit.*, p.8; M. Bull, *op. cit.*, pp.235-249.

⑩ J. Velliard, *op. cit.*, p.52. 以下、聖ペルナントに関する記述はすべて、聖レオナルドに関する記述を参照せよ。

⑪ Si vero reliquias preciosissimi confessoris alicubi deferri contigerit, quicquid ad illas offerretur, erit inter episcopum et canonicos aequaliter dividendum, canonici autem semper faciant medietatem procurationis. (*Actes*, col. 67-70)

⑫ Altare etiam ubi crucifixus adest, sit inter episcopum et canonicos et quicquid in eo et super illud oblatum fuerit inter episcopum et canonicos pariter dividatur. (*Actes*, col. 35-37)

⑬ 俗人による寄進は本目的を達成する機会を多く提供を招いた。

⑭ De praebendis etiam statuit et tam ipse quam canonici sancti Leonardi unanimiter concesserunt, ut omnium illorum qui ad conversionem ad canonicos eosdem collati fuerint res mobiles universae quae per conversos sive propter eosdem canonicos supradictis accommodabuntur, aequaliter inter episcopum et canonicos dividantur, immobiles autem tantum erunt canonicorum. (*Actes*, col. 45-50)

⑮ De canonicis in ecclesia sancti Leonardi ponendis in arbitrio et voluntate sit prioris iuxta possibilitatem ecclesiae tali quidem tenore, ut quicquid de canonicis sive de conversis in rebus immobilibus acquiri poterit, erit proprium canonicorum, rerum autem mobilium omnium medietas erit canonicorum et altera medietas integre erit episcopi. (*Actes*, col. 55-60)

⑯ Sepulcrum autem quod est extra ecclesiam, in perpetuum erit

proprium canonicorum, sed et de tabulis numulariorum tali modo sanximus est, ut retento dominio episcopali censualis redditus earum tametsi augmentari possit, aequa manu inter episcopum et canonicos dividatur, insuper etiam medietas bestiarum sive omnium quae pro bestiis ad sanctum Bernardum afferrentur, canonicis sancti Leonardi concessa sunt. (*Actes*, col. 38-43)

- ⑰ 司教の巡礼政策は、ビエールの前任者マルシアル派司教に対するレオナルド側の反発で一時的に混乱したように思われるが、その一時期を除いて一世紀初頭から一貫していた。ビエール在位期に、アキテヌの神の平和運動の時代背景を意識して編纂されたレオナルドの『第一奇蹟録』が示す状況から、西欧全域で展開される十字軍運動の時代背景を意識して編纂された『第二奇蹟録』が示す状況へと巡礼政策は発展する。聖レオナルド崇敬が西欧全域に拡大したことによって巡礼収入も増加した。この問題については稿を改めて論じたい。

- ⑱ Cum autem sedes Lemovica vacans fuerit, ab episcopo medietas episcopalis reddituum videlicet praebendatur ecclesiae sancti Leonardi ad mensam canonicorum sedis Lemovicae per episcopum concedatur. (*Actes*, col. 60-62)

- ⑲ Censu vero inter episcopum et clericos (...) damus similiter ad altare beati Leonardi, extra medio (...) et cer (...) et illas terras similiter quas boni homines iam pridem beato Leonardo reliquerunt et quae adhuc a bonis catholicis relicturae sunt et denarios cathedrae ad restaurationem ornamentorum sancti Leonardi, et silva quae Foresta vocatur ad dominum et ius fratrum et porcorum pascherium huius silvae et quidquid aut in ecclesiam faciendo aut in officinis claustris mittere voluerint.

「つまり司教と聖職者の収入を我々は同様に半分以上、至福なるレオ

ナルの祭壇に与える。同様にかつて善良なる人たちが至福なるレオナルドに遺贈した土地とさらに善良なるカトリック信者によって遺贈されるであろう土地を与える。サン・レオナルドの装飾の復興のために鎮の収入を与える。またフォレストと呼ばれる森を参事会員の支配と権利のために与える。そしてこの森の豚の放牧権を与える。教会をつくることにおいて、あるいは禁域の仕事場において、生活に必要なものは、なんであれ与える。」(*Actes*, n.18)

- ⑳ 司教はサン・マルシアルのクリュニー加盟（一〇六二年）に対抗して同年レオナルドのブレバンドの確立を承認した。*Actes*, n.18 参照。

三 司教の人事と儀礼に関する権利

サン・レオナルド側の意図の霊的希求、司教の意図の巡礼政策だけでなく、聖人に関する権利や聖職者の人事を教会の下に置き、掌握するグレゴリウス改革（教皇改革）と呼ばれる教皇権の意図も律修化には反映されている。だが、それは地方教会の事情を優先するものに変容している。

律修化によって霊的諸権利と世俗的諸権利の両方が一時的に律修参事会員に集積され（第一章）、その後で一時的に律修参事会員に集積された両方の権利は分割され、霊的諸権利は司教に集積される（第二章）。第三章では律修化の際のレオナルド側に対する人事と儀礼による司教の統制について明らかにしたい。^①

次期参事会長の選出に関して次の如く取り決められている。

「しかし参事会長の死後、その選出は、聖レオナルの聖堂参事会員が自由裁量すべきである。そしてもし他の教会の助言に頼ることが聖堂参事会員に許されず、聖堂参事会員の中から適切な者が選ばれうるならば、(その者が) 選ばれるべきである。参事会長はどこから選ばれようとも、司教から承認されるべきである。」

そして最後に司教に誓願と忠誠を行うことになろう。^②次期参事会長の選出は参事会員の自由裁量による。さらに内部昇格を奨励している。ただし参事会長任命権は司教が持つ。司教による任命後、司教に対する誓願と忠誠の儀礼に移り、正式にサン・レオナル参事会長が就任する。^③

司教に対する誓願と忠誠の儀礼について、さらに詳細に、以下の文書で取り決められている。「たしかにさらに司教は同意によって以下のことを定める。今の参事会長同様、今後参事会長となる者たちは、リモージュ司教に誓願と忠誠を行うべきこと。そして、その他の現在と同様未来の聖堂参事会員たちは、司教と参事会長に対し共通の誓願を行うべきこと。参事会長が望む場合は、参事会長は自分の配下の聖職者からの誓願を、司教がリモージュ教会にいるときも不在のときも、司教の名を呼んで、受け入れるべきこと」^④。今の参事会長だけでなく、未来の参事会長たちにも取り決めは及ぶこと、参事会長以外の参事会員たちにも取り決め

は及ぶこと、が明記されている。永続的な措置である点を強調しているといえよう。サン・レオナル聖堂参事会員は司教と参事会長に対し誓願をしなければならぬ。司教権は参事会長と参事会員の両方に及んでいることがわかる。リモージュ司教不在時の参事会員受け入れの際、誓願は司教の名を呼んで行われなければならないという記述から、つねに司教の権威が想起されるように配慮されていることが確認される。

次の文書では司教が灯りを統制することが取り決められている。「これに反し、蠟は聖レオナルの教会の、提供されるどの場所でも、どの時間でも、司教の所有に属すであろう。それにもかかわらず司教の聖具係によって上述の参事会員に教会の奉仕のために必要な灯りが分配されるように。夜ごとに参事会員の寝室に一本の蠟燭が与えられるように」^⑤。灯りはあたかも司教の象徴的な支配権であるかの如くである。蠟は排他的に司教の所有の下に置かれ、どの時間でも、どの場所でもという表現が示すように暗闇の時間と空間を象徴的に支配した。司教から教会の奉仕即ち司牧Ⅱ小教区管理のために必要な分だけ灯りはサン・レオナル聖堂参事会員に下賜される。教会の奉仕以外の日常生活では夜ごとに寝室で一本だけ蠟燭を使用することが司教により許可されている。毎夜の暗闇の中の一本の蠟燭の灯りは、司教の高権を否認無しに

サン・レオナルド聖堂参事会員たちに想起させるだろう。

律修化以前の『一〇六二年の文書』では、人事に関しては「選出の自由」についてしか言及されず、儀礼についての言及は見受けられない。律修化以後の『平和と協定の文書』には詳細な人事の規定と司教の權威を象徴する儀礼の規定が設けられていることが確認された。レオナルドの律修化とは靈性の刷新の問題にとどまらず、司教の人事と儀礼による統制の取り決めでもあった。

確かに司教は聖人に関する権利^⑥や聖職任命権の問題において一見すると教皇権の意図に忠実であるように見える。だが、律修化にはグレゴリウス改革とは無関係に一一世紀初頭より開始された司教の巡礼政策の総仕上げという意図も込められていた。律修化は地方教会におけるグレゴリウス改革の受容と変容の側面を明らかにする。

① Y. Sasser, *Pouvoirs et institutions dans la France médiévale*, Paris, 1984, p.221 にある司教の《spiritualia》は《cura animarum》とは同義とされる。使徒継承性（apostolicité）に拠る権利とつながっており、聖職者の人事も広義の《spiritualia》に含まれる。

② Post obitum vero prioris electio subrogandi pastoris in arbitrio sit capitulo sancti Leonardi, si de ipsis ydonea persona eligi potest eligatur, sin autem ad altiarum liceat eis consilium recurrere ecclesiarum, undecunque tamen prior electus fuerit, prius quam in sede ponatur, ad episcopum adduci et ab eo confirmari debet, cui demum

professionem faciet et fidelitatem iurabit. (*Actes*, col. 70-75)

③ J. Bequet, *Les chanoines réguliers de Lesteps, Bénévent et Aureil en Limousin aux XIe et XIIe siècles*, dans *BSAHL*, t. 99, pp.67-111.

④ Ymo etiam communi consensu statutum est, ut prior tam superiores quam substituendi professionem et fidelitatem faciant episcopo Lemovicensi, ceteri vero canonici tam praesentes quam futuri communem professionem faciant episcopo et priori, ita ut cum priori libuerit professionem de clericis suis accipiat nominato nomine episcopi, si praesens fuerit in ecclesia Lemovicensi sive absens. (*Actes*, col. 50-55)

⑤ Cera autem in quocumque loco ecclesiae sancti Leonardi et in quocumque tempore oblata fuerit, erit propria episcopi, ita tamen ut per sacristam episcopi supradictis canonicis lumen necessarium ad servicium ecclesiae et unaqueque nocte in eorum dormitorio una candelā tribuatur. (*Actes*, col. 32-35)

⑥ 一一世紀には教皇権による列聖権の独占が漸次進行した。

結 論

一二世紀初頭の聖堂参事会の律修化の理念と現実の乖離を明らかにするという本稿の課題に答えたい。リモージュ司教ビエールは、サン・レオナルド聖堂参事会員に発給した『平和と協定の文書』で、靈的諸権利と世俗的諸権利を峻別し、前者のみ自らの高権と看做し掌握した。司教の主導下の和解がこの文書が示す律修

化の教会制度からみた一つの側面である。従来なされてきたような「原始教会と司祭生活の復興」「使徒的生活の實踐」「シモニアとニコライズムの撤廃」などの教会史に固有の論点からの分析だけでは律修化の実態は必ずしも十分に説明できない。

律修化によってサン・レオナル聖堂参事会員集団の自立が確保されたというよりも、その集団に対する司教の圧力が強まったというべきであろう。サン・レオナル聖堂参事会員たちは、一

本の蠟燭の灯りさえ自由にはできないのである。サン・レオナルの律修化の問題は、グレゴリウス改革とは無関係に一一世紀初頭より開始された巡礼政策の枠組みのなかに位置づけられる。即ち司教による高権の掌握と、巡礼政策（一一世紀初頭開始、律修化で確立）による財源の強化という教会制度上の問題に還元される。

（青山学院大学非常勤講師）

Weishu has the richest content. In this paper, the author attempts to analyze the *Xuji*, and based on this analysis, clarifies certain problems in history of the Xianbei before the 3rd century. In the 1st section, he elucidates the chronology of the *Xuji*, and confirms that the *Xuji* stresses the succession of Tuoba (with Earth Virtue) after the Han dynasty (with Fire Virtue) out of a sense of rivalry with the Eastern Jin dynasty, that Shijun was invented as an equivalent of the ancestors of the Xia, Shang, Zhou, and Qin dynasties, that Emperor Cheng was created to correspond to Gaozu of the Han dynasty and Xiaongnu's ancestor Maodun Shanyu, and that Emperor Xuan was created to emphasize that the Tuoba would exercise hegemony over the northern tribes in place of the Xiongnu. The author also confirms that the historical reality of the Tuoba begins only with Emperor Xian. He then focuses on the length of Emperor Shenyuan's reign and posits the existence of an original *Xuji* that used era names of the Wei and Jin dynasties and gave 30 years to Emperor Shenyuan's reign. Based on these observations, the author critically examines the state of archaeological studies on the Xianbei that treat the *Xuji* as a genuine historical record in the 2nd section, then confirms the actual dates and locations of the Tuoba in the 3rd century, and finally assesses them in terms of the trend of the southward movement of the Xianbei tribes from Outer Mongolia.

Regularization, Pilgrimage and the Ecclesiastical Institutions in the Saint Leonard Collegiate Church in the Early 12th Century

by

ONO Kenichi

In this paper I seek to shed light on the theme of the gap between the ideal and reality concerning regularization of the canonical order at the beginning of the twelfth century.

In *Pax et Concordia*, which was issued to the members of the Saint Leonard collegiate church around 1100-1105, Pierre, the bishop of Limoges, drew a sharp distinction between spiritual rights (*spiritualia*) and temporal rights (*temporalia*). Only the former was considered worthy of his dignity and consideration. The reconciliation achieved under Pierre's leadership was indeed one aspect envisaged in the regularized ecclesiastical system described in *Pax et Concordia*. Nevertheless, analyzing church history solely in terms of traditional arguments such as "restora-

tion of the primitive church and its clerical life," "the practice of apostolic life," and "the rooting out of simony and Nicolaiism" is not necessarily sufficient to fully explain the reality of regularization.

Through regularization both spiritual and temporal rights were returned from the canon seculars to the canon regulars. At the same time, the various rights that had been temporarily accumulated by members of the canon regulars were divided, while spiritual rights were assumed to be subject to diocesan authority. Diocesan authority did not consider immovable property and the income derived from it as part of its own spiritual rights, and therefore entrusted property and income to the canon regulars. Alternatively, the diocesan authority considered income from the oblations derived from pilgrimages and the cult of relics as well as some movable property as spiritual rights, and demanded that members of the collegiate church of Saint Leonard share them equally.

The end result of regularization was less recognition of the independence of the community of the Saint Leonard collegiate church than an increase of pressure on the community from the diocesan authority. Members of the community were not allowed to light a single votive candle without permission. As a result, the Saint Leonard community could not help but consider regularization as the imposition of diocesan authority from above. This conclusion is diametrically opposed to the common belief that the promotion of regularization was a response to pressure from below as an expression of the spiritual aspirations of the people. In the final analysis, the question of the regularization of Saint Leonard needs to be viewed from within the framework of the exercise of diocesan authority. That is, it returns to being a question of ecclesiastical institutions, involving upholding the dignity of the diocesan authority and bolstering its finances through its policies towards pilgrimages.